

宮若市

地域クラブ活動に関する認定基準

**令和7年11月
宮若市**

目 次

1 地域クラブについて ······	2
(1) 認定地域クラブの定義	
(2) 認定地域クラブの要件	
2 認定要件の詳細 ······	2～4
(1) 子どもたちに活動の場を継続的に保障すること	
(2) 活動の持続性を担保するための指導・運営体制が構築されていること	
(3) 活動の成果発表の場を担保すること	
(4) 活動拠点の中学校との信頼関係を構築すること	
(5) プレイヤーファーストの一貫した指導を行うこと	
(6) 適切な活動時間や休養日等を設定すること	
(7) 市が推進する部活動の地域展開の取組みについて、市へ協力すること	
3 認定地域クラブに対する支援 ······	4
(1) 学校施設の利用	
(2) 学校備品の使用	
4 認定手続き等 ······	4
(1) 認定に係る申請手続き	
(2) 認定の有効期間	
(3) 変更手続き	
(4) 廃止手続き	
5 認定要件に反する事案への対応 ······	5
(1) 事案の報告	
(2) 認定取消し等	

1 地域クラブ活動について

(1) 認定地域クラブの定義

- 地域クラブのうち、宮若市内で中学生を対象とした活動を展開し、かつ、令和7年度に学校部活動として存在していた種目を対象とする。
- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる理念を有し、将来にわたって、生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
- 学校と良好な関係を保ち、学校の垣根を越えて生徒を受け入れ、市立中学校等を拠点として活動する。

(2) 認定地域クラブの要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

	要件
(1)	子どもたちに活動の場を継続的に保障すること
(2)	活動の持続性を担保するための指導・運営体制が構築されていること
(3)	活動の成果発表の場を担保すること
(4)	活動拠点の中学校との信頼関係を構築すること
(5)	プレイヤーファーストの一貫した指導を行うこと
(6)	適切な活動時間により活動すること
(7)	市が推進する学校部活動の地域展開の取組みについて、市へ協力すること

2 認定要件の詳細

(1) 子どもたちに活動の場を継続的に保証すること

① 生徒の受け入れ

生徒の受け入れにあたっては、学校の垣根を越えて対応すること。
また、障がい等のある生徒の受け入れも適切に行うこと。

② 保険加入

活動中の事故や怪我等に備えるため、スポーツ安全保険や傷害保険等に加入すること。
また、指導者においては、賠償責任保険の加入を検討すること。

③ 会費徴収

継続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な会費（国が示す目安を踏まえたもの）とし、営利を主な目的としないこと。また、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示や市への報告を適切に行うこと。

(2) 活動の持続性を担保するための指導・運営体制が構築されていること

① 規約の整備

認定地域クラブの定義に則った活動目的や運営体制、会費などについて定めた規約を作成し、関係者間で共有されていること。

② 活動計画書の作成

指導者は、学校行事、地域行事等を鑑みながら、関係者等との調整の上、大会等の参加に関する活動計画を作成し、生徒、保護者及び関係者に周知すること。

(3) 活動の成果発表の場を担保すること

① 大会への参加

中学校体育連盟や中学校文化連盟等が主催する大会やコンクール等へ参加すること。なお、認定地域クラブとしての参加が認められていない場合は、この限りではない。

② 指導者資格の取得

中学校体育連盟や中学校文化連盟等が主催する大会やコンクールへの参加にあたり、各連盟等が定める必要な指導者資格を取得すること。

③ 大会やコンクール等の運営への協力

中学校体育連盟や中学校文化連盟等が主催する大会やコンクールへの参加にあたり、必要な会議への出席や審判、会場設営など、大会運営に協力すること。

(4) 活動拠点の中学校との信頼関係を構築すること

① 心構え

学校部活動が担ってきた役割や意義を継承し、発展させる活動を行うことから、認定地域クラブが学校施設を借用出来ることを忘れないこと。

② 学校施設の利用

認定地域クラブの活動で必要のない施設や備品は利用せず、借用する施設や備品は適切に利用すること。学校行事や天候等の影響で使用できない場合は、活動拠点の中学校の許容する範囲内での代替場所の調整をおこなうこと。

(5) プレイヤーファーストの一貫した指導を行うこと

① 不適切行為の禁止

暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為は行わないこと。

② 学校部活動の教育的意義の継承

学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗・成績などに偏った指導にならないよう努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

(6) 適切な活動時間により活動すること

① 活動時間

平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とすること。学校行事や天候等の影響で活動が中止になった場合の振替は、原則、行わないこと。

② 休養日

週当たり、2日以上の休養日（原則、休日に週1日以上の休養日）を設けること。なお、中体連主催等の大会1ヶ月前（土・日曜日）は、活動を行うことができる。ただし、活動した場合は、平日に休養日を振り替えなければならない。

(7) 市が推進する学校部活動の地域展開の取組みについて、市へ協力すること

① 会議や研修会等へ参加

市の求めに応じて、県や市、スポーツ協会や文化連盟、各種競技団体等が開催する研修や連絡会議等へ参加すること。また、受講を通して、安全管理やハラスメント等に関する知識を身につけること。

② 活動報告

市の求めに応じて、認定地域クラブの活動状況等の報告を行うこと。

3 認定地域クラブに対する支援

(1) 学校施設の利用

認定地域クラブは、学校行事等が優先されることを理解したうえで、市または市教育委員会が指定する学校・施設について、優先的に利用することができる。

利用料は無料とし、空調利用料の実費は認定地域クラブが支払うものとする。

(2) 学校備品の使用

活動に必要な学校備品がある場合は、認定地域クラブが学校、教育委員会と調整の上、決定する。

また、使用に関して借用備品を破損した場合は、学校、教育委員会へ報告を行うとともに、認定クラブの予算にて修復費を負担すること。

4 認定手続き等

(1) 認定に係る申請手続き

認定を受けようとする地域クラブは、以下の書類を市に提出すること。

- 申請書・誓約書〔様式1〕
- 指導者・スタッフ名簿〔様式2〕
- 地域クラブ規約
- 活動計画書〔様式3-1、様式3-2〕
- クラブ員名簿〔様式4〕(遅くとも活動開始前まで)

(2) 認定の有効期間

認定期間は、申請した日の属する年度を含む3年間とする。ただし、期間途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消すこととする。

(3) 変更手続き

認定後に、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに市に報告し、別で定める認定地域クラブ認定申請書（兼変更届）〔様式1〕を提出すること。

(4) 廃止手続き

認定後に、活動ができなくなる事態や認定基準に合致しなくなる事案が生じた場合は、直ちに市に報告すること。教育委員会、市と協議の上、認定地域クラブとしての活動が適さない場合は、認定を取り消すこととする。

5 認定要件に反する事案への対応

(1) 事案の報告

認定要件に関し、遵守していない事案が発生した場合は、直ちに市に報告すること。報告にあたっては、内容を時系列で整理し、認定地域クラブとしてどのような再発防止策をとるかを明記の上、事案報告書（任意書式）を提出すること。

(2) 認定取消し等

事案の報告内容を踏まえ、教育委員会、市で協議の上、学校施設の提供等をただちに中止する。再三の指導にもかかわらず改善が図られない場合は、認定を取り消す場合がある。また、必要に応じ、各競技が所属する連盟等に対し、市から報告する。

【本認定基準の見直し】

国及び県の方針、宮若市部活動ガイドライン等も鑑み、本認定基準について適宜見直しを図り、改訂する。